

本山町若者子育て世帯新築リフォーム促進事業奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本山町に定住する意志をもつ子育て・若者夫婦世帯に対し、住宅の新築または親世帯と同居するためのリフォームを促進することにより、人口流出の抑制や定住人口の拡大を図り、活力ある町を築くことを目的として予算の範囲内において奨励金を交付する。その交付に関し必要な要綱を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 本町の住民基本台帳に記録され、かつ、町内に自らもしくは親世帯が所有する住宅に5年以上居住することをいう。
- (2) 子育て世帯 奨励金交付申請時に、18歳未満の子がいる世帯又は申請者若しくはその配偶者が奨励金交付申請時点で妊娠中の世帯(産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認した世帯又は妊娠していることが明らかである世帯に限る。)をいう。
- (3) 若者夫婦世帯 申請者及びその配偶者が、共に奨励金交付申請年度の4月1日時点で39歳以下である世帯をいう。
- (4) 住宅 自ら居住の用に供する一戸建ての家屋をいう。
- (5) 新築 新たに建設された住宅で、生活に必要な台所、トイレ、浴室及び居室を有する家屋であり、奨励金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)及び申請者と同一世帯員全員が当該住宅で生活できる十分な広さがあつて、まだ人の居住の用に供したことがなく、登記簿上の建築年月日から起算して1年を経過していないものをいう。
- (6) リフォーム 親世帯と同居するために必要な100万円以上の居住部分改修または居住部分を増築したものをいう。

(奨励金の交付)

第3条 奨励金の交付対象となる者の要件や奨励金額、申請に必要な書類は別表に定めるとおりとする。

(奨励金の交付申請)

第4条 申請者は、本山町若者子育て世帯新築リフォーム促進事業奨励金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、町長に提出するものとする。

(奨励金の交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による交付申請が適当であると認めたときは、奨励金の交付を決定し、本山町若者子育て世帯新築リフォーム促進事業奨励金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

(事業の廃止の承認)

第6条 申請者は、奨励金の内容を廃止しようとする場合は、事前に本山町若者子育て世帯新築リフォーム促進事業奨励金交付廃止承認申請書(様式第3号)を提出し、本山町若者子育て世帯新築リフォーム促進事業奨励金交付廃止承認通知書(様式第4号)により承認を受けるものとする。

(奨励金の請求及び交付)

第7条 第5条の規定により奨励金の交付決定を受けた申請者は、本山町若者子育て世帯新築リフォーム促進事業奨励金交付請求書(様式第5号)により奨励金を請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による奨励金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、申請者に奨励金を交付する。

(決定の取消し)

第8条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、本山町若者子育て世帯新築リフォーム促進事業奨励金交付決定取消通知書(様式第6号)により奨励金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に違反する行為があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が奨励金の返還相当と認めたとき。

(奨励金の返還)

第9条 町長は、奨励金の交付決定を取り消した場合において、既に奨励金が交付されているときは、申請者に対して本山町若者子育て世帯新築リフォーム促進事業奨励金返還命令書(様式第7号)により期限を定めてその返還を請求するものとする。

(遂行状況の報告等)

第10条 町長は、必要がある場合は、申請者に対し事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

この要綱は、公布の日から施行し、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

別表 1

事業区分	要件	交付金額
新築	次の各号のいずれにも該当すること。 (1)町内に新築住宅(登記簿上の建築年月日が令和7年4月1日以降のものに限る。)を建設し、交付申請日までに新築住宅の所在地に住民票を移していること。 または、新築後に住所を移すことが確実なもの。 (2)住宅の登記簿上の建築年月日から1年以内に交付申請をすること。 (3)申請者が子育て世帯もしくは若者夫婦世帯であり、新築住宅が申請者又はその配偶者の名義であること。 (4)申請者及び同一世帯員全員が町税等の滞納がないこと。 (5)建替え及び公共事業による移転でないこと。 (6)以前にこの奨励金の交付を受けていないこと。	100万円
リフォーム	(1)申請者が子育て世帯もしくは若者夫婦世帯であり、住宅が申請者又はその配偶者もしくは同居しようとする親世帯の者の名義であること。 (2)申請者及び同居しようとする同一世帯員全員が町税等の滞納がないこと。 (3)建替え及び公共事業による移転でないこと。 (4)以前にこの奨励金の交付を受けていないこと。	100万円